

岩手県告示第174号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	盛岡和賀線	盛岡市湯沢17地割19番1地先から紫波郡矢巾町流通センター南二丁目6番15地先まで
県道	一関北上線	一関市山目字大槻89番11地先から中央町二丁目35番2地先まで
県道	一関大東線	一関市中央町二丁目34番2地先から狐禅寺字手負沢50番11地先まで
県道	上米内湯沢線	盛岡市羽場11地割51番1地先から湯沢17地割19番1地先まで
県道	花巻平泉線	花巻市二枚橋第3地割116番1地先から台第5地割17番6地先まで
県道	東宮野目二枚橋線	花巻市下似内第1地割101番1地先から東宮野目第2地割59番1地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。